

平成26年度

事業計画

公益財団法人えどがわボランティアセンター

東京都江戸川区松島1-38-1

第 1 . 事業方針

1、運営方針

当法人の平成 26 年度の運営方針は、これまで江戸川区が進めてきた「ボランティア立区」を更に発展・推進するために、ボランティア活動への支援やボランティア団体間の交流促進、災害時の活動拠点の整備などを積極的に展開してまいります。

また、公益法人として、法令を遵守し、高い透明性を確保し、区民の皆様から信頼され愛される法人となるよう努めてまいります。

2、事業体系

ボランティアの育成や活動への支援を行うため、次の事業を行います。

公益目的事業



- (1) ボランティア活動の相談・紹介・情報提供事業
 - 相談窓口の開設
 - 機関紙「ボランティアセンターだより」の発行
 - ホームページの運営
- (2) ボランティア人材の育成・開拓事業
 - 入門講座
 - 初級講座
 - 災害時ボランティア養成講座
 - 夏のボランティア体験
 - 出前ボランティア体験
- (3) ボランティアの普及・啓発・交流事業
 - ボランティアフェスティバルの開催
 - 地域まつり等への参加・啓発
 - ボランティア交流会
 - 災害時の体制整備・体験事業（ネットワーク事業）
- (4) ボランティア活動への支援・助成事業
 - ボランティア活動室の提供
 - ボランティア保険の取次及び保険料の一部助成
 - ボランティア団体活動費の助成

収益目的事業



なし

第 2 . 事業計画内容

1、公益目的事業

(1) ボランティア活動の相談・紹介・情報提供事業

ボランティア活動への希望者及びボランティアを必要とする施設や個人からの相談に対し、活動先の情報や活動者の募集・紹介を行います。

項 目	内 容
相談窓口の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・相談場所：江戸川区松島 1 - 38 - 1 グリーンパレス内 1 階 ・開館時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分 ・開館日：月～土曜日（日・祝日及び年末年始は休館）
「ボランティアセンターだより」の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・発行回数：年 6 回（奇数月の第 4 火曜日） ・発行部数：22,500 部（町会回覧及び学校・区施設に掲出） ・発行形態：A 3 版 2 つ折り（4 色印刷・2 色印刷）
ホームページの運営	主なコンテンツ <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの募集や活動先の紹介 ・講座(入門・初級・各種体験など)の案内 ・当法人登録団体の紹介 ・ボランティア保険の案内など各種情報提供

(2) ボランティア人材の育成・開拓事業

ボランティア活動を支える知識や技能の習得の機会を提供するため、講座や体験事業を実施します。

講座名	対象・内容等
入門講座	<ul style="list-style-type: none"> ・対 象：一般区民 ・内 容：車椅子体験、老人ホーム・障がい者施設でのお手伝い体験、読み聞かせ体験、災害対策の知識、ボランティア団体の活動紹介など ・実 施：年 3 回・4 日コース（6 月、1 0 月、2 月）
初級講座	<ul style="list-style-type: none"> ・対 象：一般区民 ・参加費：原則無料（必要に応じて教材費あり）
	<ul style="list-style-type: none"> ・内 容：手話講座 ・実 施：年 3 回 10 日コース（水曜及び土曜日の午後） （5 月～7 月、9 月～11 月、1 月～3 月の週 1 回）
	<ul style="list-style-type: none"> ・内 容：点字講座 ・実 施：年 1 回 10 日コース （6 月～10 月の週 1 回、8 月を除く）

	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 : 音訳講座 ・実施 : 年1回 10日コース (9月～11月の週1回)
	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 : デイジー録音図書製作講座 ・実施 : 年1回 2日コース(2月)
災害時ボランティア養成講座	<ul style="list-style-type: none"> ・対象 : 一般区民 ・内容 : 災害に対する事前の備え。災害時の行動。 災害時ボランティアの役割。 災害ボランティアセンターの運営 ・実施 : 5月(中級講座)、9月(初級講座)
夏のボランティア体験	<ul style="list-style-type: none"> ・対象 : 一般区民(小学生以上) ・内容 : 老人ホーム・保育施設・図書館等でのお手伝い体験、 ボランティア団体での活動体験・使用済切手の整理 など ・実施 : 夏休み期間中
出前ボランティア体験	<ul style="list-style-type: none"> ・対象 : 主に小・中学校に赴き児童・生徒を対象に開催。 ・内容 : 肢体・視覚・聴覚障がい等の体験及び介助者の体験 ・実施 : 適宜(学校や団体等の希望日に開催)

(3) ボランティアの普及・啓発・交流事業

ボランティアの普及・啓発・相互交流・ネットワークづくりのための各種事業を開催します。

項目	内容
ボランティアフェスティバルの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日 : 7月の第2日曜日(7月13日) ・会場 : 江戸川区船堀4-1-1 タワーホール船堀(1階展示ホールほか) ・参加団体 : 一般公募(但し、ボランティア活動団体に限る) ・催事内容 : ステージ発表、展示コーナー、学びと体験コーナー、つながる広場、フリーマーケットなど。
地域まつり等への参加・啓発	<p>ボランティアセンター事業の啓発を兼ね地域行事等に参加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央地域まつりへの参加 開催 : 5月 参加内容 : 手話、点字体験コーナー、動物風船づくりなど ・区民まつりへの参加 開催 : 10月 参加内容 : 手話、点字体験コーナー、動物風船づくりなど

	<ul style="list-style-type: none"> 出張ボランティア体験 開催：年2回（8月、1月） 会場：江戸川区役所1階展示コーナー 内容：事業紹介パネル展示、車イス・ガイドヘルプ・手話体験等
ボランティア交流会	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体及び区内特別養護老人施設ボランティア担当者等との交流会の開催 日時：年1回（12月）
災害時の体制整備・体験事業（ネットワーク事業）	<p>江戸川区災害ボランティアセンターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 江戸川区災害ボランティアセンター運営マニュアルの検証訓練（平成25年11月マニュアル作成） 災害ボランティアセンター運営スタッフの組織化 <hr/> <p>外国人・障がい者のための災害体験</p> <p>日時：9月下旬 会場：江戸川消防署及び松江第三中学校 対象：在住外国人、視覚・聴覚障がい者・車イス利用者など 内容：消火器・AED操作、煙体験・避難訓練、起震車による地震体験など</p>

（4）ボランティア活動への支援・助成事業

ボランティア活動の継続性を高めるための各種支援・助成を実施します。

項目	内容等
ボランティア活動室の提供	<p>当法人登録団体に対し、区内2か所のボランティア活動室を無償で提供します。</p> <hr/> <p>グリーンパレス内活動室</p> <ul style="list-style-type: none"> 場所：江戸川区松島1-38-1 面積：40平方メートル 時間：午前9時から午後9時まで （午前、午後、夜間の3交代制。年末年始を除く） 設備：長机、椅子、ホワイトボード、印刷機（紙は利用者負担）

	<p>清新町二丁目第2アパート1階活動室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所：江戸川区清新町2-2-1 ・面積：200平方メートル ・時間：午前9時から午後9時まで (午前、午後、夜間の3交代制。年末年始を除く) ・設備：長机、椅子、ホワイトボード、印刷機(紙は利用者負担)
ボランティア保険の取次及び保険料の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> ・受付：通年 (保険期間は1年間 4月1日～翌年3月31日) ・助成対象：当法人に登録した団体の会員及び個人 ・助成額：上限300円 ・取次先：社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
ボランティア団体活動費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象：当法人に登録した団体 ・助成額：年度4万円を上限に活動費(消耗品等)を助成 (但し、交通費等一部の経費は適用除外) 会員数×200円(上限4万円) ・受付：申請は通年、請求は9月・2月

第3．えどがわボランティアセンターの組織

1、法人の機構

法人の機構は、公益財団法人として定款に定められた役員及び評議員を置き、理事会及び評議員会を組織し運営しています。

【役員】

理事：3名

理事長は、この法人を代表し、業務を執行します。

理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行します。

監事：1名

この法人の業務並びに財産及び会計の状況の監査等定款24条に規定する職務を行います。

【理事会】

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、規程の制定及び改廃、その他法人の運営に関する事項の決定等法令や定款で定められた職務を行います。

【評議員】

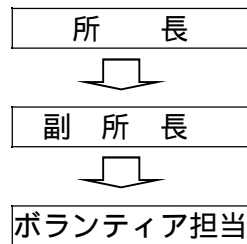
3名

【評議員会】

すべての評議員をもって構成し、理事及び監事の選任又は解任、役員に対する報酬等の額、貸借対照表及び損益計算書の承認、定款の変更等法令又はこの定款で定められた事項を決議します。

2、事務局組織・職員数

組織



職員数

総数	固有職員	区派遣職員
6名	(3名)	(3名)

固有職員のうち、2名は短時間勤務職員です。